2025年農林業センサス
農林業経営体調査結果（確定値）概要
＜一関市＞

一関市総務部総務課

目　　次

【調査の概要】　・・・

【調査の概要】

1 調査の目的

2025年農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、我が国の農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施している。

2 根拠法規

農林業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第２条第４項に基づく基幹統計調査（基幹統計である農林業構造統計を作成するための調査）として実施しており、これに加え、統計法施行令（平成20年政令第334号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて実施している。

3 調査体系

調査の種類	調査の対象	調査の系統
農林業経営体調　査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者	農林水産省 ｜ 都道府県 ｜ 市区町村 ｜ 統計調査員 ｜ 調査対象 （農林業経営体）

4 抽出（選定）方法

令和７年２月１日現在の全ての農林業経営体。

5 調査事項

(1)　経営の態様
(2)　世帯の状況
(3)　農業労働力
(4)　経営耕地面積等
(5)　農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
(6)　農産物の販売金額等
(7)　農作業受託の状況
(8)　農業経営の特徴
(9)　農業生産関連事業
(10)　林業労働力
(11)　林産物の販売金額等
(12)　林業作業の受託の状況
(13)　保有山林面積
(14)　育林面積等及び素材生産量
(15)　その他農林業経営体の現況

6 調査期日

令和７年２月１日現在

7 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による、調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとっている。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能としている。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能としている。

8 結果の集計

全国、都道府県別及び市町村別に単純積み上げにより全数集計又は抽出集計を行い、統計表とし取りまとめを行っている。

９ 用語の解説

（１） 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30ａ以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①	露地野菜作付面積	15ａ
②	施設野菜栽培面積	350㎡
③	果樹栽培面積	10ａ
④	露地花き栽培面積	10ａ
⑤	施設花き栽培面積	250㎡
⑥	搾乳牛飼養頭数	１頭
⑦	肥育牛飼養頭数	１頭
⑧	豚飼養頭数	15頭
⑨	採卵鶏飼養羽数	150羽
⑩	ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
⑪	その他	調査期日前１年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が３ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前５年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前１年間に200㎥以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

（２） 組織形態別

法人化している（法人経営体）

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。

会社

次のいずれかに該当するものをいう。

株式会社

会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

合名・合資会社

会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

合同会社

会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

相互会社

保険業法（平成７年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

各種団体

次のいずれかに該当するものをいう。

農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

森林組合

森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

その他の各種団体

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第３セクター）もここに含める。

その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、ＮＰＯ法人などが該当する。

（３） 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取り扱い方

(1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
(2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
(3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
(4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

(5) 調査期日前１年間に１作しか行われなかった耕地で、その１作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
(6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
(7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
(8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、○○県や○○町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方
(1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の２割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
(2) 災害や労力の都合などで調査期日前１年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
　しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
(3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに１回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
(4) 宅地内でも１ａ以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
(5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。
　また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。
(6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
　なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
(7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
(8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
(9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。
水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稲を作っている土地）も田とした。
(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。
なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稲を作っていても畑とした。

畑

耕地のうち、田と樹園地を除いた耕地をいう。
なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。

樹園地

木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが１ａ以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。
花木類などを５年以上栽培している土地もここに含めた。
なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

（４） 農業生産

販売目的の作物

販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。
また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。

（５） 農産物の販売

農産物販売金額

肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。

（６）農業経営の取組

青色申告

不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け、日々の取引を記帳し、その記録に基づいて申告する制度をいう。

正規の簿記

損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。

簡易簿記

「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。

現金主義

現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。

農業経営を行うためにデータを活用

効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（気象情報、市況、生産履歴、生育状況などの情報（紙媒体、電子媒体を含む。））を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。

気象・市況等のデータを見て農業	新聞、パソコン、スマートフォンなどを用いて気象情報、市況などのデータを見て、農業経営の参考に活用することをいう。
農作業履歴等のデータをパソコン等で記録	パソコン、スマートフォンなどを用いて農作業履歴や経営管理などのデータを記録（農業用機械やほ場に設置したセンサーなどの機器からの自動入力含む。）することをいう。
機器・センサーを用いて育成状況等のデータを計測・取得して分析	土壌分析、センサー、ドローンなどを用いてほ場環境や生育状況などのデータを計測・取得し、分析することをいう。
データの分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用	データに基づく営農指導など、外部のサービスやポートを利用している場合をいい、以下のようなものが該当する。 (1)　営農データや土壌・育成データなどの収集・分析サービスを利用すること。 (2)　可変施肥・農薬ピンポイント散布などのデータ分析に基づく営農代行サービスを利用すること。 (3)　普及指導員・営農指導員などからデータに基づいた指導（土壌診断に基づく施肥設計等）を受けること。

（７）　個人経営体

ア　農業所得依存度別（旧主副業別）

主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50％以上が農業所得）で、調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50％未満が農業所得）で、調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

イ　農業従事者等

基幹的農業従事者	自営農業を主な仕事としている世帯員をいう。
農業専従者	調査期日前１年間に自営農業に150日以上従事したものをいう。

（８）　林業経営体

保有山林	自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。

10 利用上の注意

（１） 合計について

統計数値については、集計値の原数を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

（２） 表中に用いた記号について

「0」：単位には満たなかったもの（例：0.3ha → 0ha）

「-」：事実のないもの

【調査結果の概要】

１　農林業経営体

農林業経営体数は4,314経営体で、5年前に比べ25.4%減少した。
このうち、農業経営体は4,262経営体で、25.3%減少、林業経営体は169経営体で17.6%減少した。

表1　農林業経営体数　　単位:経営体、%

		農林業経営体	農業経営体	個人経営体	林業経営体	個人経営体
H27		8,201	8,028	7,823	924	855
R2		5,783	5,709	5,552	205	170
R7		4,314	4,262	4,108	169	141
増減数	R2/H27	▲ 2,418	▲ 2,319	▲ 2,271	▲ 719	▲ 685
	R7/R2	▲ 1,469	▲ 1,447	▲ 1,444	▲ 36	▲ 29
増減率(%)	R2/H27	▲ 29.5	▲ 28.9	▲ 29.0	▲ 77.8	▲ 80.1
	R7/R2	▲ 25.4	▲ 25.3	▲ 26.0	▲ 17.6	▲ 17.1

（注１）　農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体は、農業経営体と林業経営体にそれぞれ含まれるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

（注２）　個人経営体とは、個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

２ 農業経営体

（１）組織形態別経営体数（法人化している経営体）

農業経営体のうち、法人化している経営体は104経営体で、5年前に比べ15.6%増加した。
これを組織形態別にみると、株式会社が62経営体で最も多く、次いで農事組合法人が33経営体となっている。
また、5年前に比べ、その他の法人は減少しているが、農事組合法人や株式会社、合同会社は増加した。

表2　組織形態別経営体数(法人化している経営体)　　単位:経営体、%

		計	農事組合法　人	株式会社	合名・合資会社	合同会社	各種団体	その他の法人
H27		111	14	53	4	2	36	2
R2		90	25	48	−	2	1	14
R7		104	33	62	−	7	1	1
増減数	R2/H27	▲ 21	11	▲ 5	−	0	▲ 35	12
	R7/R2	14	8	14	−	5	0	▲ 13
増減率(%)	R2/H27	▲ 18.9	78.6	▲ 9.4	−	0.0	▲ 97.2	600.0
	R7/R2	15.6	32.0	29.2	−	250.0	0.0	▲ 92.9

（注）　各種団体は、農協、森林組合、農業共済組合、農業関係団体などであること。

（2） 経営耕地面積規模別の農業経営体数

農業経営体を経営耕地面積規模別にみると、0.5～1.0ha未満層が1,281経営体で最も多くなっている。
また、5年前に比べ、0.3ha未満、10.0～20.0ha未満、30.0～100ha未満の階層は増加しているが、それ以外の階層では減少している。

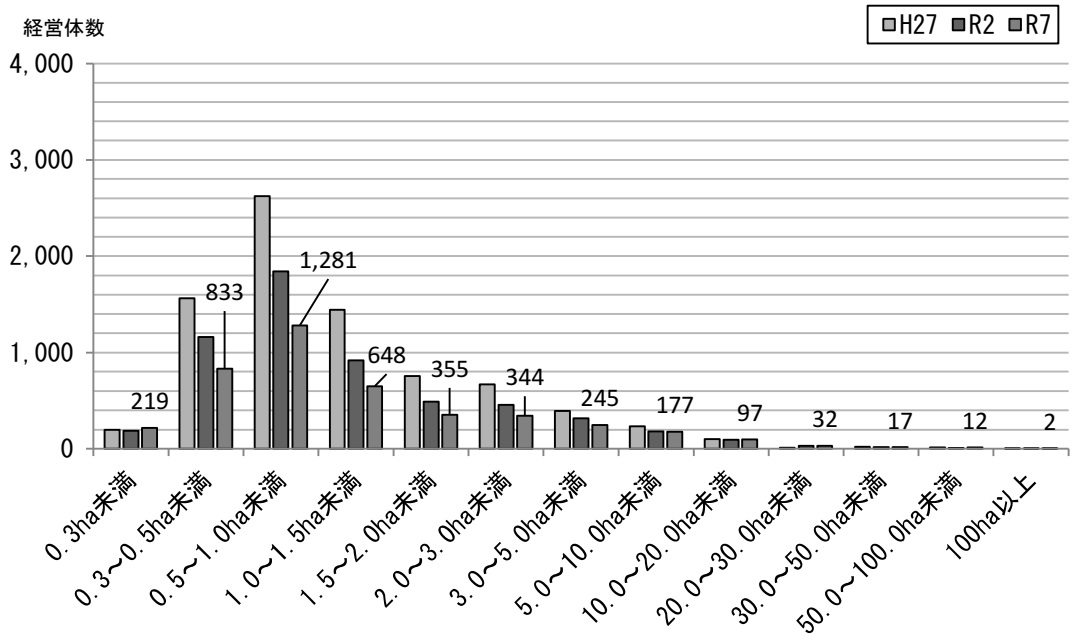
表3 経営耕地面積規模別経営体数　　単位:経営体、%

		計	0.3ha 未満	0.3～ 0.5ha未満	0.5～ 1.0ha未満	1.0～ 1.5ha未満	1.5～ 2.0ha未満	2.0～ 3.0ha未満	3.0～ 5.0ha未満
H27		8,028	197	1,563	2,623	1,443	757	669	394
R2		5,709	190	1,163	1,841	919	489	458	316
R7		4,262	219	833	1,281	648	355	344	245
増減数	R2/H27	▲ 2,319	▲ 7	▲ 400	▲ 782	▲ 524	▲ 268	▲ 211	▲ 78
	R7/R2	▲ 1,447	29	▲ 330	▲ 560	▲ 271	▲ 134	▲ 114	▲ 71
増減率(%)	R2/H27	▲ 28.9	▲ 3.6	▲ 25.6	▲ 29.8	▲ 36.3	▲ 35.4	▲ 31.5	▲ 19.8
	R7/R2	▲ 25.3	15.3	▲ 28.4	▲ 30.4	▲ 29.5	▲ 27.4	▲ 24.9	▲ 22.5

		5.0～ 10.0ha未満	10.0～ 20.0ha未満	20.0～ 30.0ha未満	30.0～ 50.0ha未満	50.0～ 100ha未満	100ha以上
H27		235	101	11	21	12	2
R2		183	92	33	16	6	3
R7		177	97	32	17	12	2
増減数	R2/H27	▲ 52	▲ 9	22	▲ 5	▲ 6	1
	R7/R2	▲ 6	5	▲ 1	1	6	▲ 1
増減率(%)	R2/H27	▲ 22.1	▲ 8.9	200.0	▲ 23.8	▲ 50.0	50.0
	R7/R2	▲ 3.3	5.4	▲ 3.0	6.3	100.0	▲ 33.3

（注１）　0.3ｈａ未満には「経営耕地なし」も含む。
（注２）　図１において、例として「0.3～0.5ha未満」とは、0.3ha以上0.5ha未満を指す。

図1 経営耕地面積規模別経営体数



（3） 経営耕地面積規模別の経営耕地面積

農業経営体の経営耕地総面積は9,745haで、5年前に比べ11.8%減少した。
これを、面積規模別面積の階層ごとにみると、10.0～20.0ha未満層が1,298haと最も多く、次いで5.0～10.0ha未満層で1,191haとなっている。
また、5年前に比べ0.3ha未満層、10.0～20.0ha未満層、30.0～50.0ha未満層及び50.0～100.0ha未満層は増加しているが、それ以外の階層では減少している。

表4 経営耕地面積規模別面積　　単位：ha、%

		計	0.3ha未満	0.3～0.5ha未満	0.5～1.0ha未満	1.0～1.5ha未満	1.5～2.0ha未満	2.0～3.0ha未満	3.0～5.0ha未満
H27		13,696	16	608	1,859	1,744	1,295	1,612	1,477
R2		11,052	19	446	1,280	1,092	825	1,089	1,188
R7		9,745	25	320	896	773	608	815	926
増減数	R2/H27	▲ 2,644	3	▲ 162	▲ 579	▲ 652	▲ 470	▲ 523	▲ 289
	R7/R2	▲ 1,307	6	▲ 126	▲ 384	▲ 319	▲ 217	▲ 274	▲ 262
増減率	R2/H27	▲ 19.3	18.8	▲ 26.6	▲ 31.1	▲ 37.4	▲ 36.3	▲ 32.4	▲ 19.6
	R7/R2	▲ 11.8	31.6	▲ 28.3	▲ 30.0	▲ 29.2	▲ 26.3	▲ 25.2	▲ 22.1

		5.0～10.0ha未満	10.0～20.0ha未満	20.0～30.0ha未満	30.0～50.0ha未満	50.0～100.0ha未満	100ha以上
H27		1,584	1,300	249	790	779	383
R2		1,250	1,220	752	619	421	851
R7		1,191	1,298	747	666	830	649
増減数	R2/H27	▲ 334	▲ 80	503	▲ 171	▲ 358	468
	R7/R2	▲ 59	78	▲ 5	47	409	▲ 202
増減率	R2/H27	▲ 21.1	▲ 6.2	202.0	▲ 21.6	▲ 46.0	122.2
	R7/R2	▲ 4.7	6.4	▲ 0.7	7.6	97.1	▲ 23.7

（4） 経営耕地の状況

農業経営体の経営耕地を耕地種類別にみると、田が7,717ha、畑が1,805ha、樹園地が223haで、5年前に比べ、それぞれ6.4%、29.1%、14.2%減少した。
一方、借入耕地面積は4,701haで、5年前に比べ19.8%増加した。

表5 経営耕地の状況　　単位：ha、%

		経営耕地総面積	田の面積	畑の面積	樹園地の面積
H27		13,696	10,241	3,130	325
R2		11,052	8,246	2,546	260
R7		9,745	7,717	1,805	223
増減数	R2/H27	▲ 2,644	▲ 1,995	▲ 584	▲ 65
	R7/R2	▲ 1,307	▲ 529	▲ 741	▲ 37
増減率	R2/H27	▲ 19.3	▲ 19.5	▲ 18.7	▲ 20.0
	R7/R2	▲ 11.8	▲ 6.4	▲ 29.1	▲ 14.2

表6 借入耕地面積　　単位：ha、%

		借入耕地面積
H27		4,004
R2		3,923
R7		4,701
増減数	R2/H27	▲ 81
	R7/R2	778
増減率	R2/H27	▲ 2.0
	R7/R2	19.8

図2 経営耕地の状況

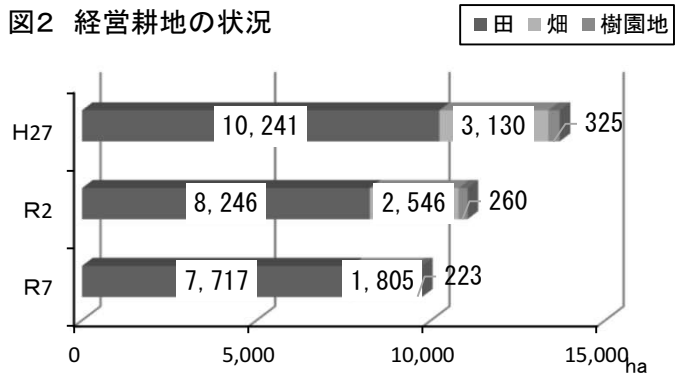
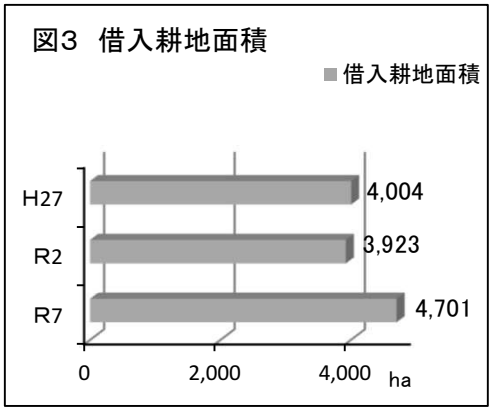


図3 借入耕地面積



（5） 農産物販売金額規模別の農業経営体数

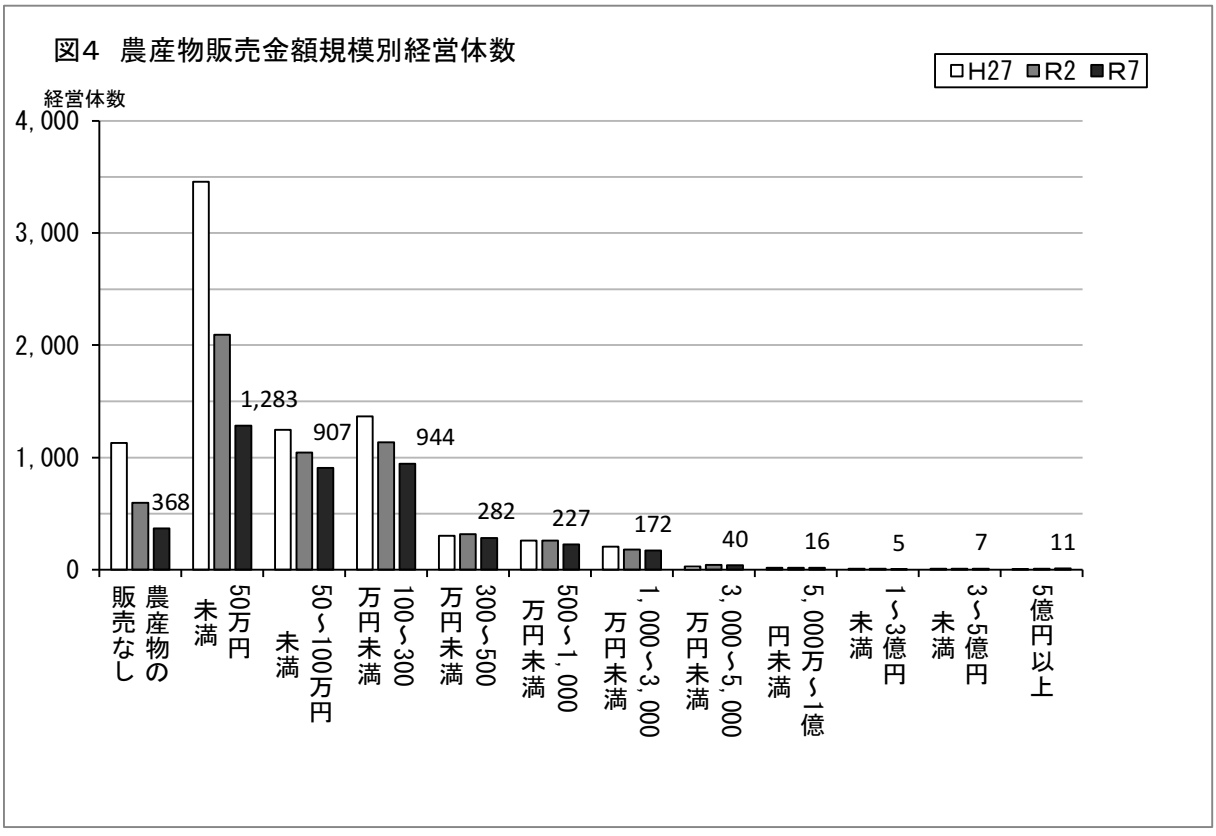
農業経営体を農産物販売金額規模別にみると、50万円未満層が1,283経営体と一番多く、次いで100～300万円未満層が944経営体となっている。
また、5年前に比べると5億円以上の階層では増加したが、それ以外の階層では減少した。

表7 農産物販売金額規模別経営体数　　単位：経営体、％

		計	農産物の販売なし	50万円未満	50～100万円未満	100～300万円未満	300～500万円未満	500～1,000万円未満
H27		8,028	1,129	3,457	1,246	1,366	303	260
R2		5,709	595	2,093	1,045	1,137	317	260
R7		4,262	368	1,283	907	944	282	227
増減数	R2/H27	▲ 2,319	▲ 534	▲ 1,364	▲ 201	▲ 229	14	0
	R7/R2	▲ 1,447	▲ 227	▲ 810	▲ 138	▲ 193	▲ 35	▲ 33
増減率	R2/H27	▲ 28.9	▲ 47.3	▲ 39.5	▲ 16.1	▲ 16.8	4.6	0.0
	R7/R2	▲ 25.3	▲ 38.2	▲ 38.7	▲ 13.2	▲ 17.0	▲ 11.0	▲ 12.7

		1,000～3,000万円未満	3,000～5,000万円未満	5,000万～1億円未満	1～3億円未満	3～5億円未満	5億円以上
H27		204	29	15	8	6	5
R2		180	44	17	7	8	6
R7		172	40	16	5	7	11
増減数	R2/H27	▲ 24	15	2	▲ 1	2	1
	R7/R2	▲ 8	▲ 4	▲ 1	▲ 2	▲ 1	5
増減率	R2/H27	▲ 11.8	51.7	13.3	▲ 12.5	33.3	20.0
	R7/R2	▲ 4.4	▲ 9.1	▲ 5.9	▲ 28.6	▲ 12.5	83.3

図4 農産物販売金額規模別経営体数



（6） 農産物販売金額1位の部門別経営体数

農業経営体を農産物販売金額1位の部門別にみると、稲作が2,746経営体と最も多く、次いで肉用牛の306経営体、露地野菜の251経営体の順となっている。

表8 農産物販売金額1位の部門別経営体数

単位：経営体、%

		計	稲作	麦類作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類
R2		5,114	3,526	3	17	41	286	224	151
R7		3,894	2,746	2	14	18	251	183	121
増減数	R7/R2	▲ 1,220	▲ 780	▲ 1	▲ 3	▲ 23	▲ 35	▲ 41	▲ 30
増減率	R7/R2	▲ 23.9	▲ 22.1	▲ 33.3	▲ 17.6	▲ 56.1	▲ 12.2	▲ 18.3	▲ 19.9

		花き・花木	その他の作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の畜産
R2		122	71	111	499	12	32	3	16
R7		99	47	68	306	6	24	－	9
増減数	R7/R2	▲ 23	▲ 24	▲ 43	▲ 193	▲ 6	▲ 8	－	▲ 7
増減率	R7/R2	▲ 18.9	▲ 33.8	▲ 38.7	▲ 38.7	▲ 50.0	▲ 25.0	－	▲ 43.8

（7） 水稲作付面積規模別の農業経営体数

販売目的で水稲を作付けした農業経営体数は3,372経営体であった。
水稲作付面積規模別に農業経営体数をみると、1.0ha未満は2,290経営体で、農業経営体に占める割合は67.9%となっている。

表9 水稲作付面積規規模別経営体数

単位：経営体、%

	計	1.0ha未満	1.0～2.0ha未満	2.0～3.0ha未満	3.0～5.0ha未満	5.0～10.0ha未満	10.0～15.0ha未満	15.0ha以上
R7	3,372	2,290	597	186	148	91	27	33
構成比	100.0	67.9	17.7	5.5	4.4	2.7	0.8	1.0

（8） 青色申告を行っている農業経営体数

青色申告を行っている農業経営体数は1,627経営体で、5年前に比べて27経営体（1.6%）減少した。
このうち、正規の簿記を行っている農業経営体数は659経営体で、84経営体（14.6%）増加、簡易簿記を行っている農業経営体は810経営体で68経営体（7.7%）減少した。

表10 青色申告を行っている農業経営体数　　単位：経営体、%

		計	青色申告を行っている				青色申告を行っていない
			小計	正規の簿記	簡易簿記	現金主義	
R2		5,709	1,654	575	878	201	4,055
R7		4,262	1,627	659	810	158	2,635
構成比	R2	100.0	29.0	10.1	15.4	3.5	71.0
	R7	100.0	38.2	15.5	19.0	3.7	61.8
増減数	R7/R2	▲ 1,447	▲ 27	84	▲ 68	▲ 43	▲ 1,420
増減率	R7/R2	▲ 25.3	▲ 1.6	14.6	▲ 7.7	▲ 21.4	▲ 35.0

（注） 正規の簿記とは、損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。

（9） データを活用した農業を行っている農業経営体数

データ（気象状況、市況、農作業履歴、生育状況等の情報）を活用した農業を行っている農業経営体数は1,779経営体で、農業経営体に占める割合は41.7%となっている。

表11 データを活用した農業を行っている農業経営体数　　単位：経営体、%

	計	データを活用した農業を行っている（複数回答）					データを活用した農業を行っていない
		小計（実数）	気象・市況等のデータを見て農業	農作業履歴等のデータをパソコン等で記録	機器・センターを用いて生育状況等のデータを計測・取得し分析	データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用	
総数	4,262	1,779	1,643	405	71	183	2,483
構成比	100.0	41.7	38.5	9.5	1.7	4.3	58.3

（注） データを活用した農業とは、効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（気象状況・市況・生産履歴、生育状況などの情報（紙媒体、電子媒体を含む。））を活用することをいう。

（10） 主副業別農業経営体数（個人経営体）

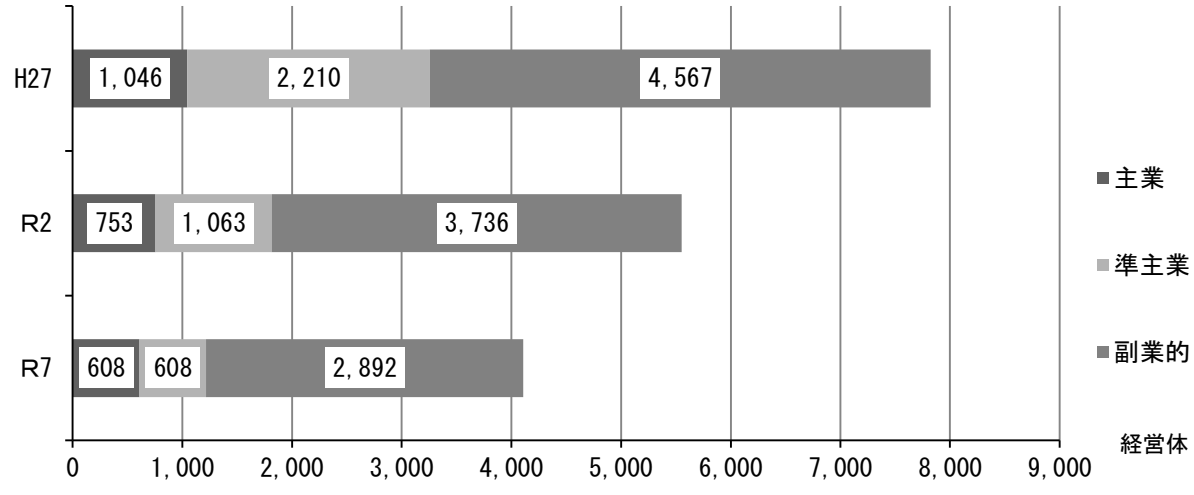
農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体は608経営体で5年前に比べ19.3％減少、準主業経営体は608経営体で42.8％減少、副業的経営体は2,892経営体で22.6％減少した。
また、主業経営体のうち、65歳未満の農業専従者がいる経営体は、435経営体で21.9％減少、準主業経営体のうち、65歳未満の農業専従者がいる経営体は188経営体で51.0％減少した。

表12 主副業別農業経営体数（個人経営体）　　単位：経営体、％

		計	主業	65歳未満の農業専従者がいる	準主業	65歳未満の農業専従者がいる	副業的
H27		7,823	1,046	794	2,210	781	4,567
R2		5,552	753	557	1,063	384	3,736
R7		4,108	608	435	608	188	2,892
増減数	R2/H27	▲ 2,271	▲ 293	▲ 237	▲ 1,147	▲ 397	▲ 831
増減数	R7/R2	▲ 1,444	▲ 145	▲ 122	▲ 455	▲ 196	▲ 844
増減率	R2/H27	▲ 29.0	▲ 28.0	▲ 29.8	▲ 51.9	▲ 50.8	▲ 18.2
増減率	R7/R2	▲ 26.0	▲ 19.3	▲ 21.9	▲ 42.8	▲ 51.0	▲ 22.6

（注１）　主業経営体とは、農業所得が主（農家所得の50％以上が農業所得）で、調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
（注２）　準主業経営体とは、農外所得が主（農家所得の50％未満が農業所得）で、調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
（注３）　副業的経営体とは、調査期日前１年間に自営農業に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

図5 主副業別農業経営体数（個人経営体）



(11) 基幹的農業従事者数(個人経営体)

農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者は4,744人で5年前に比べ1,406人(22.9%)減少した。
年齢階層別にみると、70～74歳が1,212人で最も多く、次いで75～79歳の980人、65～69歳の728人の順となっている。
また、5年前に比べ、39歳までの階層及び50歳以上のすべての階層で減少している一方、40～44歳の階層では12.5%、45～49歳の階層で36.8%増加した。

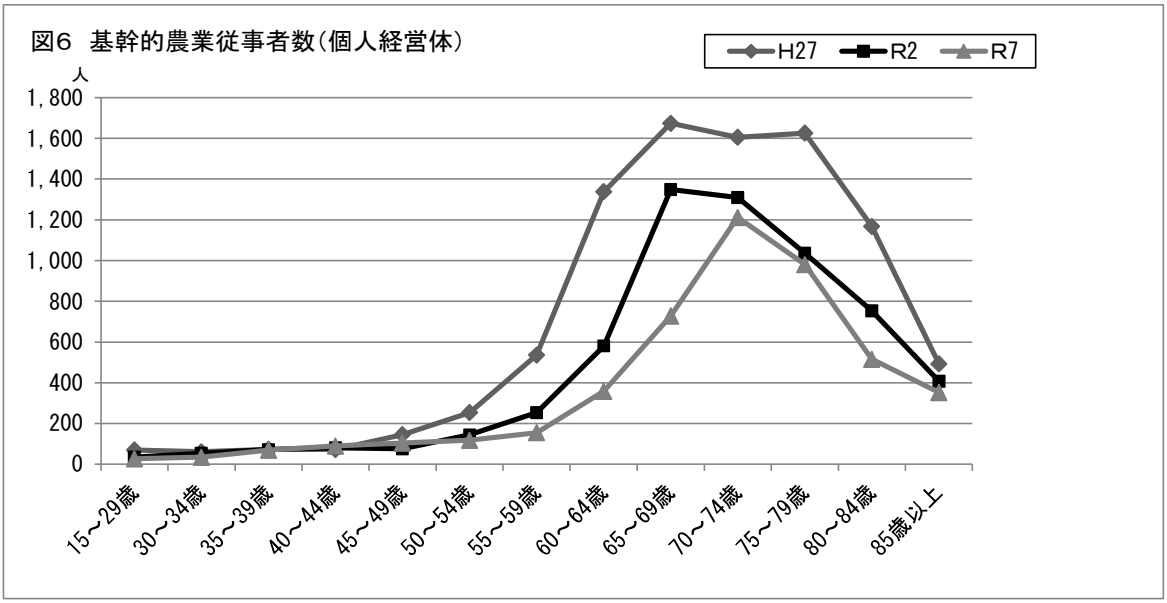
表13 基幹的農業従事者数(個人経営体)　　単位:人、%

		男女計	男	女	年齢階層別 15～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
H27		9,117	4,982	4,135	69	61	73	72	146	254
R2		6,150	3,720	2,430	35	54	72	80	76	144
R7		4,744	3,011	1,733	27	35	70	90	104	117
増減数	R2/H27	▲ 2,967	▲ 1,262	▲ 1,705	▲ 34	▲ 7	▲ 1	8	▲ 70	▲ 110
増減数	R7/R2	▲ 1,406	▲ 709	▲ 697	▲ 8	▲ 19	▲ 2	10	28	▲ 27
増減率	R2/H27	▲ 32.5	▲ 25.3	▲ 41.2	▲ 49.3	▲ 11.5	▲ 1.4	11.1	▲ 47.9	▲ 43.3
増減率	R7/R2	▲ 22.9	▲ 19.1	▲ 28.7	▲ 22.9	▲ 35.2	▲ 2.8	12.5	36.8	▲ 18.8

		年齢階層別 55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	平均年齢
H27		536	1,339	1,674	1,606	1,626	1,168	493	69.6
R2		254	581	1,349	1,309	1,036	753	407	70.2
R7		155	358	728	1,212	980	515	353	70.6
増減数	R2/H27	▲ 282	▲ 758	▲ 325	▲ 297	▲ 590	▲ 415	▲ 86	0.6
増減数	R7/R2	▲ 99	▲ 223	▲ 621	▲ 97	▲ 56	▲ 238	▲ 54	0.6
増減率	R2/H27	▲ 52.6	▲ 56.6	▲ 19.4	▲ 18.5	▲ 36.3	▲ 35.5	▲ 17.4	―
増減率	R7/R2	▲ 39.0	▲ 38.4	▲ 46.0	▲ 7.4	▲ 5.4	▲ 31.6	▲ 13.3	―

(注)　基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

図6 基幹的農業従事者数(個人経営体)



3 林業経営体

林業経営体を保有山林面積規模別にみると、5～10ha未満が48経営体と最も多く、次いで3～5ha未満及び10～20ha未満がいずれも36経営体となっている。
素材生産量は105,611㎥で、5年前に比べ46.5％増加した。

表14 保有山林面積規模別林業経営体数及び素材生産量　　単位：経営体、％

		計	3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～20ha未満	20～30ha未満	30～50ha未満
H27		924	14	309	270	193	52	41
R2		205	6	42	51	48	15	24
R7		169	6	36	48	36	13	12
増減数	R2/H27	▲ 719	▲ 8	▲ 267	▲ 219	▲ 145	▲ 37	▲ 17
	R7/R2	▲ 36	0	▲ 6	▲ 3	▲ 12	▲ 2	▲ 12
増減率	R2/H27	▲ 77.8	▲ 57.1	▲ 86.4	▲ 81.1	▲ 75.1	▲ 71.2	▲ 41.5
	R7/R2	▲ 17.6	0.0	▲ 14.3	▲ 5.9	▲ 25.0	▲ 13.3	▲ 50.0

		50～100ha未満	100～500ha未満	500～1,000ha未満	1,000ha以上	素材生産量（㎥）
H27		28	14	2	1	122,792
R2		13	5	－	1	72,108
R7		9	6	2	1	105,611
増減数	R2/H27	▲ 15	▲ 9	－	0	▲ 50,684
	R7/R2	▲ 4	1	－	0	33,503
増減率	R2/H27	▲ 53.6	▲ 64.3	－	0.0	▲ 41.3
	R7/R2	▲ 30.8	20.0	－	0.0	46.5

（注１）　３ha未満には「保有山林なし」も含む。
（注２）　素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。
素材生産量とは、丸太の体積を表し、一般的には立方メートル（㎥）の単位で表示する。
なお、立木買いによる素材生産量を含む。